

2022.7.11

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆セミナーのご案内「これからの教育・保育業界に求められる日本版ネウボラ事業」◆

国が行うこども家庭庁の設立の準備とともに、市町村においては児童福祉法等の一部改正に伴うこども家庭センター等の設置など、国・市町村において子育てに関連する支援の拡充が予定されております。

今年度最初の保育所サポートデスクのウェビナー（オンライン上で行うセミナー）では、年齢や制度の壁によらない、切れ目のない包括的な子育て支援を先駆的に実践する「社会福祉法人つばさ福祉会」様の理事を務め、事業の中心となって活躍されている榊原久子氏をお招きし、活動の内容や足跡、事業において目指すものなどをお話しいたします。

本セミナーを通じて、これまで各園で実施していた子育て支援等の取り組みを見直し、将来にわたる経営継続や、そのために不可欠の要件である「地域になくってはならない」法人となるための方策などをご検討いただき、その一つのきっかけとなればと考えております。（セミナーの内容及び詳細は添付の開催要項をご確認ください。）

会員園の皆様（経営層や園長・主任の方など）は無料でご参加いただけます。
複数名でも参加できますので、お気軽に参加ください。

【セミナーの申込方法】

- 1) このメール（supportdesk@fukushi-hyouka.net）への返信にてお申込み
（メールの場合、1、法人もしくは園名 2、参加予定者 をお知らせください）
- 2) 別紙申込用紙（添付 PDF）にご記入のうえ、FAXにてお申込み
- 3) 下記URLの専用フォームよりお申し込み

https://childcaresupport.net/about-seminar/seminar_entry

（ご入力いただいた情報はSSL通信にて保護されて送信されます）

当日は、インターネット環境に接続できるパソコンを事前にご準備ください。
(パソコンを推奨しますが、スマートフォンやタブレットでも参加可能です。)

皆様のご参加をお待ち申し上げております。

◆子ども・子育て会議で今後の検討課題等が議論される◆

7月7日、子ども・子育て会議（第61回）が開催されました。月額9,000円の保育士等の処遇改善の特例が10月以降、公定価格に組み込まれる案が示されたほか、人口減少を見すえた幼保連携型認定こども園での幼稚園教諭・保育士の資格取得のさらなる促進、看護師の保育教諭の代替措置の緩和、児童発達支援施設と保育所との併用に関する基準の規制改革など、次年度以降の制度の改定が議論されています。

(内閣府 HP) 子ども子育て会議（第61回）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_61/index.html

今回は当事務局で注目した下記【1】～【3】の内容について、補足の解説等とともにご案内いたします。

【1】 令和4年2月から実施している保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善

公定価格の加算部分2（特定加算部分）に、処遇改善等加算Ⅲ（仮称）を令和4年10月から新設し、平均児童数や単価等に応じた金額が支給されることとなります。令和4年度は対象者や要件など、これまでの補助金と同様としております。またすでに補助金を活用している施設・事業所は令和4年10月の時点で改めて加算認定を行うことは不要となっています。なお、「国家公務員給与改定対応部分」については、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応を検討することとなります。

(事務局よりひとこと)

事務局の柳です。保育士等処遇改善特例事業として補助金であったものが公定価格に組み込まれることになりました。実績報告が求められることで事務的な負担は残ったままとなりますが、恒常的な措置に移行されたことは良い点です。ただ、令和5年度以降の仕組みは予算編成過程で検討することとなっているため、施設・事業所ごとで

次年度の給与設定等に影響がないよう、この加算の要件や金額などについて、引き続き注視が必要といえます。

【2】 幼稚園教諭免許・保育士資格の更なる併有促進について

令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中、現行特例の勤務経験に係る要件に加えて、新制度以降の幼保連携型認定こども園での保育教諭としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、取得すべき8単位のうちさらに2単位を取得したものとみなす特例を設けることとしております。

今後、法令等の改正案の意見公募や中央教育審議会内の部会での検討を経て、令和5年4月1日より新たな特例が開始される予定となります。

(施行予定日：令和5年4月1日)

(特例の促進期間：令和6年度末(令和7年3月31日))

令和3年度において、幼保連携型認定こども園の数は6093施設で、両方の免許・資格を保有する職員が131,087名(91.4%)、どちらかの免許・資格のみを有する職員が12,378名(8.6%)となっております。令和6年度末までの特例措置は、継続される可能性があります。措置の終了を見据え、今回の制度を活用し、免許・資格の取得を促進させておくことも大切と思われま

【3】 児童福祉施設設備基準関係の改正について

・保育所と児童発達支援事業の併設

現行の制度では、保育所と児童発達支援事業所が各々に認可等を取得し、職員・設備の確保を行ったうえで運営していますが、今後、設備の専用や人員の専従の規定を緩和することが検討されています。人口減少地域において施設の目的外利用や、従事する職員の専任要件など、柔軟な事業展開に向けて、一部規制が緩和されることとなります。

(施行予定日：令和5年4月1日)

・看護師のみなし保育士としての活用

現行の制度では、0歳児が4名以上在籍している保育所及び幼保連携型認定こども園において、看護師(准看護師・保健師)1名に限り、保育士としてみなすことができることになっています。今後は研修等の一定の要件を満たす場合、0歳児の人数に関わらず、看護師1名を保育士とみなすことができます。

(施行予定日：2022年度中できるだけ早期に措置を講じる)

